

村独自の対策としましては、引き続き、下記の2点につきまして、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

全ての都道府県からの観光を目的とする来島自粛を要請

「緊急事態宣言」や「警報」が発令されていること、近隣市町村まで感染症が広がっていることを鑑みて、2月28日までの間、全ての都道府県からの観光を目的とする来島の自粛を要請します。

仕事で来島される方は、島内の仕事発注者から、宿・乗船の予約をしていただくよう、ご協力をお願いします。

健康記録票での体調管理の徹底

村民の皆さまは毎日、仕事で来島される皆さまは2週間前からの健康記録を徹底していただき、水際対策として、定期船に乗船される際は、待合室にいる検温係へ健康記録票を提出してください。

体温が37.5度を超える方、息苦しさやだるさのある方、味がしない・匂いがしない等の変化がある方は、出勤・登校・登園等、人と会う前に、すぐに診療所まで電話でご相談ください。

診療所では、万が一、島内で感染症が発生した場合に備えて出来る限りの対応を準備しています。感染症を持ち込まない、持ち込まれたとしても感染を広げない、感染症での死者を出さない為に、厳しい対策と感じられるかもしれませんが、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ワクチン接種につきましては、政府の方針に従い、準備が整い次第ご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

令和3年1月15日

栗島浦村長 本 保 建 男

栗島浦村新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（栗島浦村保健福祉課） TEL0254-55-2111